

公益財団法人 長崎県育英会
事務局長 野口 充徳
(公印省略)

交通遺児奨学金制度の改正について (通知)

平素より、本会の奨学金事業に対して、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

長崎県育英会では、交通遺児奨学金事業における出願者が減少傾向にある中、交通遺児以外に、保護者の病死や災害等による遺児にも対象者を拡大し、遺児となった学生・生徒のために広く奨学金制度を利用できるように、「交通遺児等奨学金」として拡充することといたしました。

今回の制度改正は、令和6年度交通遺児等学生予約募集から実施いたしますので、改正内容等詳細については、別紙資料をご確認ください。

なお、制度改正後の予約募集概要につきましては、下記のとおり計画しております。

記

- 1 募集人員 若干名
- 2 募集期間 令和5年7月中旬～9月中旬
※募集要項は、6月下旬頃に各学校へ送付を予定しています。
- 3 対象学校 大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）（大学院・通信教育等を除く）
又は高等学校及び高等専門学校（専攻科、通信制は除く）
- 4 選考日程 選考事務：10月～11月上旬
予約決定：11月中旬

公益財団法人長崎県育英会 平井
〒850-0035
長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階
電話 095-895-7530
ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>



交通遺児奨学金制度の改正について（令和6年度から）

長崎県育英会では、令和6年度から、交通遺児奨学金制度を拡充します。

具体的には、出願資格を、交通遺児はもとより保護者の病死や災害等による遺児にも拡大することで、広く遺族となった学生・生徒のための奨学金制度として充実を図ります。

また、現在大学等の貸与者については、本会の大学等入学時奨学金との重複貸与が認められていませんが、令和6年度からは重複した貸与も可能となりますので、入学時に必要な学資としても奨学金を活用することができます。

（改正内容）

- 1 出願資格を拡充します。
- 2 大学等入学時奨学金との重複貸与を可能とします。

	現 行	改 正 後
奨学金名称	交通遺児奨学金	交通遺児等奨学金
貸与月額	・ 高校等（公立私立共通） 10,000円、20,000円、 30,000円、35,000円 のいずれかを選択 ・ 大学等 国公立 35,000円 私 立 41,000円	現行と同じ
出願資格	交通遺児	交通事故・病気・災害・自死等の遺児
本会の他の奨学金との併給	本会の他の奨学金との併給 ⇒不可	交通遺児等奨学金と大学等入学時奨学金の併給 ⇒可

※ 月額貸与分については、貸与額の半額が返還免除となります。

※ 奨学金とは別に高校等入学生には3万円、大学等入学生には5万円が入学祝金として支給されます。

※ 大学等入学時奨学金は、30万円、50万円、70万円から選択となります。

（開始時期）

令和6年4月入学予定者（令和5年7月中旬～予約募集より）

公益財団法人 長崎県育英会
 事務局長 野口 充徳
 (公印省略)

令和5年度奨学金送金日のお知らせについて (お願い)

本会の奨学金事業につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

令和5年度の奨学金送金日を下記のとおり予定していますので、御参照いただきますとともに、来年度継続予定の奨学生にも周知くださるようお願いいたします。

記

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
高等学校等	継続生	5.19(金)			7.20(木)			10.20(金)			1.19(金)			
	予約採用	4.28(金)												
	在学採用	9.20(水)												
	追加採用	12.20(水)												

担当：平井
 〒850-0035
 長崎市元船町17-1
 長崎県大波止ビル3階
 TEL 095-895-7530
 FAX 095-820-1972
 ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

